

## 令和3年度湯浅町感謝祭実施業務仕様書

### 1. 委託業務名

令和3年度湯浅町ふるさと感謝祭実施業務（以下、「本業務」）

### 2. 目的

湯浅町を日頃から応援してくれている方や湯浅町へのふるさと納税に興味がある方を招待し、感謝の気持ちを伝えるとともに、湯浅町特産品を使った料理の提供や湯浅町の取り組みに関する紹介などを行うことで、さらなる納税促進や湯浅町の認知拡大を行うことを目的に、感謝祭イベントの企画・運営を実施する。

### 3. 事業主体

湯浅町

### 4. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

### 5. 委託金額の上限

3,700,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

### 6. 業務内容

本業務は、湯浅町の認知度向上、ふるさと納税寄附件数増加促進を目的とした単独イベント開催のための企画・運営を行う。また、イベント実施における各種手配、当選者への告知や当日の受付業務などを行う。

湯浅町特産品を使った料理の提供や湯浅町の取り組みに関する紹介など、湯浅町に関する理解を深めてもらえるような施策を実施する。招待者は150組300名ほどとするが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から変動があり得る。なお、イベント招待者は、湯浅町を日頃から応援してくれている方や湯浅町へのふるさと納税に興味関心のある方を対象とする。積算については、イベント参加に係る招待客や会場の費用、応募に関する制作物や応募ツールの費用、イベント告知に関する費用を盛り込むこと。なお、町職員、生産者等の湯浅町に関する者の参加費は除く。

#### (1) 感謝祭の開催日時（予定）

令和4年2月25日（金）

令和4年2月26日（土）

#### (2) イベント会場

## 首都圏

### 8. 実施用件等

実施運営にあたっては、必要に応じて湯浅町と協議の場を設定し、随時協議すること。

#### (1) 受託者の義務

受託者は、本業務の遂行するにあたって、委託者の意図及び目的を十分理解したうえで、適正な人員及び予算を配置し、正確丁寧に行うものとする。

#### (2) 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性を、委託者に提案したうえで承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

#### (3) 事業指示

実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

#### (4) 疑義

本仕様書において、命じなく事項又は疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

#### (5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のために雇用した者並びに再委託の相手方は、正当な理由がなく業務上知りえた情報を第三者に漏洩、公言してはならない。

#### (6) 知的財産権の取扱い

この事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託者に帰属する。

#### (7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

#### (8) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する対応

本業務の実施における適切な感染症予防対策及び安全な実施に向けた注意喚起については、本町と協力して対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本イベントの中止、内容変更又は規模を縮小する等の仕様変更を行う可能性がある場合は本町と受託者の協議のうえ、変更内容を決定する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による仕様変更を行う場合は、国等の見解を踏まえて変更することとする。

また、本イベントの中止、内容変更又は縮小した場合は、本町と受託者の協

議のうえ、契約を変更し、委託料を精算するものとする。

9. 実績報告書

実勢報告書を提出する。当日の記録写真等についてはデータで納品する。